

8月のおはなし会

来場したお子さんの年齢に合わせて、絵本や紙芝居などの読み聞かせを行います。

●図書館 (☎474341)

期日 ① 8月12日(土) ② 8月26日(土)

時間 午前11時から30分程度

●新里図書館 (☎748080)

期日 8月12日(土)

時間 午前11時から30分程度

東部児童相談所巡回相談
 発達が気掛かりなお子さんについて、専門員や医師が心理学的・医学的な面からの相談判定や助言指導を行います。

幼稚園・保育園・認定こども園利用者負担額（保育料）の切り替えについて

保育料の算定方法

保育料は、扶養義務者の市町村民税所得割額を基に算定します。4月から8月分までは前年度の市町村民税により算定し、9月から翌年3月分までは当年度の市町村民税により算定するため、9月に変更になる場合があります。

なお、「寡婦（寡夫）控除のみなし適用」については、9ページを御覧ください。

算定資料

保育料の算定は、市が保有する住民税情報で計算しますので、資料などの提出は必要ありません。ただし、平成29年1月1日現在市外に居住していた人は、市町村民税課税証明書などの提出が必要です。

また、所得の申告をしていない人は、速やかに申告を済ませ、申告書の写しを提出してください。

保育料の決定

9月分からの保育料については、決定になり次第、全園児の保護者に通知します。

問い合わせは、子育て支援課園児サービス係 (☎内線269) へ。

期日 9月14日(木)
 時間 午前10時～午後3時
 場所 笠懸公民館(みどり市)

申し込み 子育て支援課子育て相談係 (☎432000) へ。

すこやか栄養相談

妊娠中の食事、母乳栄養、離乳食の進め方、子供の食事偏食、アレルギーのことや肥満・やせについての不安など成長に合わせた栄養の相談を管理栄養士が行います。

期日 9月4日(月)
 時間 午前8時30分～午後5時
 場所 保健福祉会館(末広町)

群馬こども救急相談

休日や夜間(翌朝8時まで)に子供が急に具合が悪くなったとき相談に応じます。

☎#8000 (短縮)

対象 市内に居住する人
 申し込み 電話で健康づくり課(☎471152)へ。※日程の都合が合わない場合は御相談ください。来館ができません場合は電話相談も可能です。

乳・幼児 健康診査など

問い合わせ=健康づくり課 (☎47-1152)、新里保健センター (☎74-5550)

場所	行事	期日	受付時間	対象・内容
保健福祉会館 (末広町)	1歳児かみかみ教室	9/6(水)	9:30～10:00	平成28年9月生まれ
	1歳6か月児健康診査	9/11(月)	13:20～14:00	平成28年2月6日～3月5日生まれ
	3か月児健康診査	9/13(水)	13:20～13:45	平成29年5月16日～6月10日生まれ
	育児相談	9/15(金)	13:30～14:00	未就学児と保護者
	もぐもぐ離乳食	9/20(水)	9:30～9:45	生後およそ5、6か月のお子さんと保護者 申し込みが必要で、参加費は100円です。
	3歳児健康診査	9/25(月)	13:20～14:00	平成26年2月25日～3月24日生まれ
	7か月児健康診査 ステップアップ! 離乳食(試食・相談) 絵本を配布(ブックスタート事業)	9/26(火)	13:20～13:45	平成29年1月16日～2月15日生まれ
	2歳児歯科健康診査	9/27(水)	13:20～14:00	平成27年2月26日～4月2日生まれ
新里町 保健文化センター	育児相談	9/7(木)	13:30～14:00	未就学児と保護者
	2歳児歯科健康診査	9/22(金)	13:20～14:00	平成27年2月1日～4月20日生まれ
	3か月・7か月児健康診査 ステップアップ! 離乳食(試食・相談) 絵本を配布(ブックスタート事業)	9/28(木)	13:20～13:45	平成29年6月1日～6月30日生まれ(3か月) 平成29年2月1日～2月28日生まれ(7か月)

児童扶養手当現況届

特別児童扶養手当所得状況届

お早目に手続きを

現在手当を受給している人には、通知を郵送しますので、受付期間内に市役所1階の子育て支援課又は新里・黒保根支所で手続きをしてください。なお、黒保根支所では、黒保根町に居住する人のみ受け付けます。

また、各手当の受給資格に該当する人で、まだ申請をしていない場合は、御相談ください。

問い合わせは、子育て支援課(☎内線308・268)、新里支所市民生活課(☎742904)又は黒保根支所市民生活課(☎962112)へ。

児童扶養手当現況届

児童扶養手当を受給している人は、毎年8月中旬に、現況届を提出する必要があります。手続きが遅れると8月分以降の児童扶養手当が受給できなくなる場合もあります。

手続きに時間がかかる場合もありますので、8月22日(火)までの提出に御協力ください。

なお、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」の提出が必要な人は、現況届と合わせて必ず受付期間内に御提出ください。

児童扶養手当の対象者

18歳到達後の最初の3月31日(一定の障害がある場合は20歳の誕生日の前日)を過ぎ

申し込み8月10日(木)までに、子育て支援課へ。

特別児童扶養手当所得状況届

特別児童扶養手当を受給している人は、8月10日(木)から9月11日(月)までの間に所得状況届の手続きを行う必要があります。

手続きが遅れると、8月分以降の特別児童扶養手当を受給できなくなる場合もあります。手続きに時間がかかる場合もありますので、8月25日(金)までの提出に御協力ください。

なお、手続きの際に、対象児童とその御家族のマイナンバーを確認できる書類(個人番号カード、通知カード、個人番号の記載された住民票の写しなど)をお持ちください。○特別児童扶養手当の対象者 精神又は身体に障害がある20歳未満の児童を養育している人。※父母などの所得によって受給の制限があります。

臨時日曜受付

8月20日(日)は、午前9時から午後4時まで市役所1階の子育て支援課で児童扶養手当現況届及び特別児童扶養手当所得状況届の臨時日曜受付を実施します。

子育てQ&A

Q 3歳の男の子です。7か月の妹をたたいてしまいます。どうしたら良いでしょうか。



A まだ、下の子に手が掛かるので上の子は、やきもちがやけるのだと思います。たたくことはいけない事と教えながら、毎日少しでも上の子との時間を意識的に作ってあげましょう。

問い合わせは、子育て支援課子育て相談係(☎43-2000)へ。

パチリいい顔 桐生っ子

市内に居住する3歳まで(申し込み時)の桐生っ子を募集します。申込方法など、詳しいことは広報課(☎内線505)へ。



ながい ゆうり 永井 優理ちゃん

4か月 (境野町六丁目)

産まれてきてくれてありがとう♡これから沢山思い出作ろうね♪



いしかわ ゆいな 石川 結愛ちゃん

2歳10か月 (境野町六丁目)

ゆいちゃんの笑顔が大好き!これからもニコニコ元気に成長してね!



むらと さくたろう 村戸 咲汰郎ちゃん

2歳7か月 (東五丁目)

いつもみんなを笑わせてくれてありがとう!これからも元気に成長してくれることを願っています。